

「小学校高学年向け観光副教材作成業務」にかかる公募型企画競争を実施するので、下記のとおり告示する。

令和 4 年 9 月 22 日

札幌市長 秋元 克広



1 担当部局 〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市経済観光局観光・MICE 推進部観光・MICE 推進課 電話 011-211-2376

2 公募型企画競争に付する事項

(1) 役務名称 小学校高学年向け観光副教材作成業務

(2) 業務内容

主な業務は下記のとおり。詳細は提案説明書による。なお、当該業務内容は公募開始時点の予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

ア 暫定版副教材の作成

イ 暫定版教員向け手引きの作成

ウ 教員との内容検討会の事務局機能及びファシリテーション機能

エ 副教材の作成

オ 教員向け手引きの作成

(3) 履行期間 契約日から令和 5 年 3 月 31 日（金）まで

3 参加資格

(1) 法人格を有する企業、団体等であり、契約を締結する能力を有すること。

(2) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納しているものでないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれかに該当すると認められる者でなく、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。

(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（手

続開始の決定後の者は除く)等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (5) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第7条第1項に規定する暴力団関係事業者その他の反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。
- (8) 本提案説明書で定めた手続き、方法を順守していること。
- (9) 公平公正な手続きを害する行為を行わないこと。

4 手続等

(1) 提案説明書の配布場所

上記1のとおり。札幌市ウェブサイトにも掲載。

(2) 参加申込書・企画提案書等の提出

ア 参加申込書提出期限：令和4年10月12日（水曜日）17時00分必着

イ 企画提案書提出期限：令和4年10月19日（水曜日）17時00分必着

ウ 提出書類：提案説明書8及び9

(3) 一次審査（書類審査）と企画競争実施委員会によるヒアリング審査

多数の企画提案書の提出があった場合には、書類による一次審査を行い、企画提案参加者を絞ることがある。一次審査通過者は、企画競争実施委員会によるヒアリング審査により、最も優れた企画提案者を契約候補者として選出する。

5 その他

詳細は提案説明書による。